

保険者訪問 自然の恵みあふれる“花と緑と鮎の町” 甲佐町



鮎のやな場。情緒豊かな茅葺き屋根のあずま屋で川のせせらぎを聞きながら鮎料理を味わえる(6月～11月上旬)



▶ 甲佐町の概況は？

甲佐町は、熊本県のほぼ中央、熊本市の南方約20kmに位置し、面積約58km²で、南北に清流「緑川」が貫流する自然豊かな町です。

約400年前に加藤清正公が緑川と津留川治水のために築いた「鵜ノ瀬堰」の下流に、江戸時代の歴代肥後藩主が落ち鮎を賞味した「鮎梁」があり、当時の風情を今に伝えています。また、近隣の城郭「陣ノ内館跡」の堀・土塁は見ごたえがあります。

花の栽培も盛んで、電照菊、クジャク草などが栽培されています。町のシンボル「麻生原のキンモクセイ」は国指定の天然記念物です。

毎年12月の第1日曜日には、日本陸上競技連盟公認の「熊本甲佐10マイル公認ロードレース大会」が開催され、初冬の風物詩となっています。



熊本甲佐10マイル公認ロードレース大会には、国内外のトップランナーが多数出場する。今年第36回大会で12月4日に開催される(写真は前大会のスタートの様子)。※10マイルは約16km

人 口		11,481人
国保被保険者数		3,843人
	一般	3,588人
	退職	255人
後期高齢者数		2,303人
世 帯 数		4,199世帯
	国保世帯数	2,091世帯
医療機関等数	医科	5機関
	歯科	3機関
	調剤	4薬局
担 当 課		住民生活課

(平成23年8月末現在)



あそうぼる
麻生原のキンモクセイ。樹高約20m、幹周り約3m、枝張りは最大で11mと大きさ日本一とされる。秋の彼岸の頃と10月上～中旬頃に2回花をつけ、その芳香は緑川対岸まで漂うほどで、多くの花見客が訪れる

▶ 力を入れている国保等の事業は？

特定健診を受診しやすい環境づくり

特定健診は集団健診と人間ドックで実施しています。4月に希望調査票を配布し、嘱託員(区長)が回収したり直接提出してもらい、集団健診を7月に約1週間実施しました。申し込んで受診しなかった人には追加健診のお知らせとして採尿などの健診セットを届けたり、申し込んでいない人で、健診を何年も受診していない人に勧奨したり、40~50歳代の人には電話で勧奨して、8月に追加健診を実施しました。追加健診は12月にもう1回行うことにしています。

受診率は、平成20年度29.9%、21年度36.3%、22年度40.5%(暫定値)と少しずつ向上しています。がん検診との同時実施や、手作りのチラシを広報誌と一緒に配布したりポスターを医療機関に掲示するなど、受診率向上に努めてきました。今年は、自己負担額は変えずに検査項目に心電図と貧血検査を追加して全員に受けてもらうなど、健診の検査項目も充実しました。

特定保健指導は平成22年度の実施率が47.1%でした。動機付け支援は20年度から直営で実施し、初回面接から中間・最終評価まで20年度は5回、21年度からは全3回の集団指導で、対象者と直接会って支援しています。今年度は調理実習を取り入れ、配偶者など家族にも参加を呼びかけて12月に行う予定です。

今年度は現段階で昨年度より特定健診受診者が減っており、治療中の人や働き盛りの世代の受診率向上など課題も多い中、少しでも多くの人に受診してもらえるよう努めています。



特定保健指導の積極的支援で運動に取り組む住民の皆さん

町の健康課題ともいえる糖尿病対策に取り組む

甲佐町では人工透析者が75歳以上で増えています。健診データや医療費の状況から、治療中でも血糖コントロールがうまくいっていない人や、治療まではいかないがHbA1cが5.1~5.5と糖尿病予備群の人が多くことがわかり、糖尿病対策を強化することにしました。通常は健診結果を説明会で渡していますが、来られない人も必ず訪問して食生活の状況などを尋ねて、改善指導しています。現在、聞き取り用の調査票を作成しているところで、今後、調査結果を基に、生活習慣病治療者で血糖コントロールの悪い人への支援に力を入れていきます。

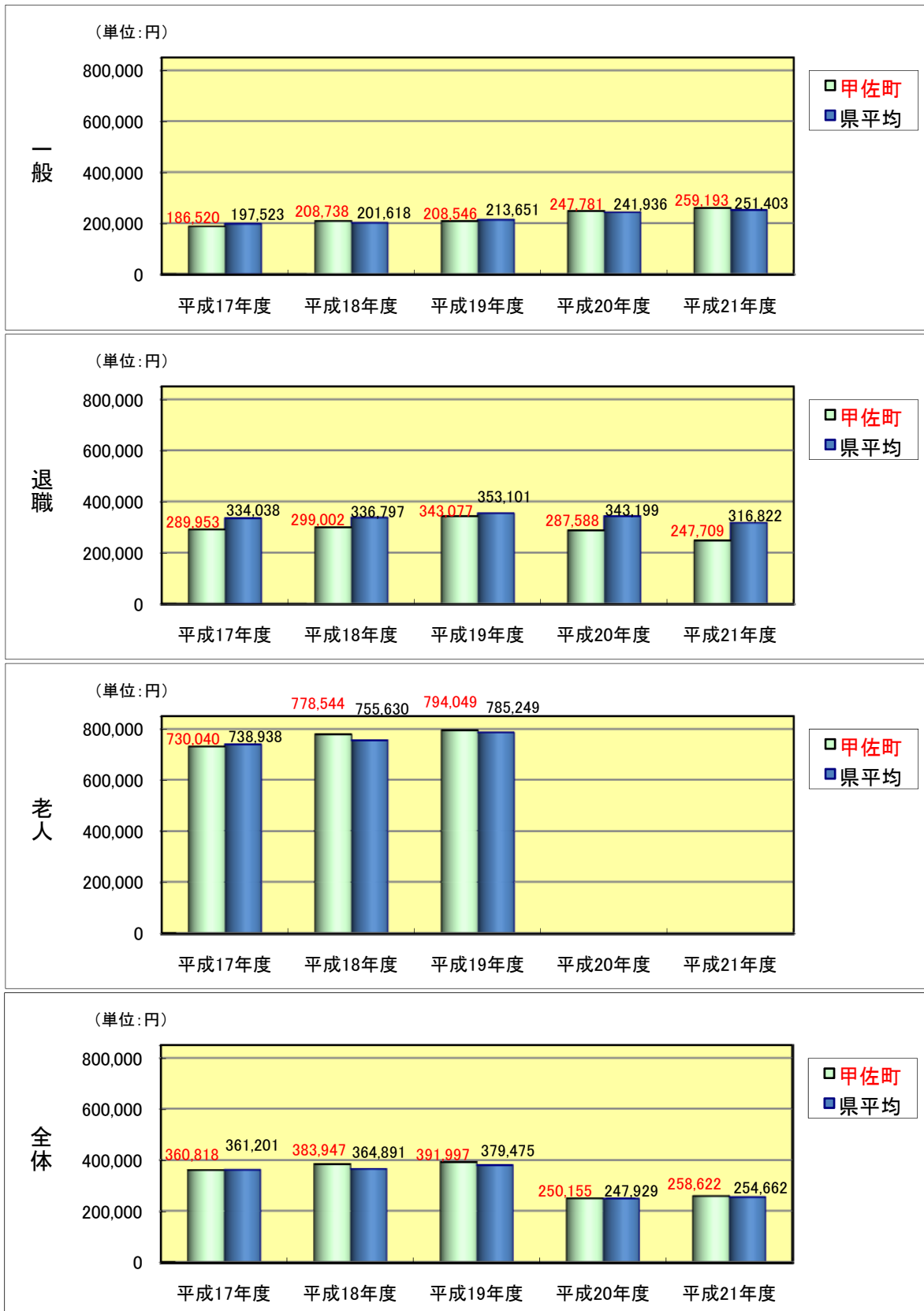
併任徴収と“進化した”臨戸徴収の両輪で滞納整理

収納率向上対策としては、平成21年度まで滞納者宅への夜間臨戸訪問や電話催告、年2回程度の催告書送付などを中心に行ってききましたが、16年度以降、収納率は悪化傾向にありました。そこで22年度から臨戸訪問を止めて、近隣4町と合同で併任徴収による搜索差押えに取り組んでいます。22年度は5月から1月まで月1~2回、毎回1~2件ずつ実施しました。また、広報誌に差押え件数や金額を掲載し、合同公売会にも積極的に参加しました。その結果、22年度は国保税を含む町税ほぼすべてで、前年度の収納率を上回りました。これは、滞納整理に取り組む町の方針が住民に周知され、納税意識の向上につながった結果と考えられることから、23年度も引き続き併任徴収による搜索差押えに取り組んでいます。

一方で、搜索による動産の差押えや公売による換価充当だけでは、収納率向上に限界があるとも感じています。そこで、これまで臨戸訪問で得た滞納者の収支や資産の情報、納税意識の有無等を総合的に判断しながら、「以前とは違う形での臨戸徴収」も併せて実施することにしました。その他、納税相談窓口を月1回夜8時まで設けるとともに、休日も含めて365日対応できる体制を整えるなどして、住民の便宜を図っています。

今後も、納税能力があるのに納税意識の薄い人とまじめに納めている人とで不平等にならないように、差し押さえるべきは差し押さえ、滞納整理が必要な場合は地方税法に則って整理を行うという両面から、収納率のさらなる向上を目指して取り組んでいきます。

法制別 1人当たり診療費



注：上記グラフで、一般・退職・老人とは、それぞれ国保被保険者のうち、一般は「老人以外の者で退職者医療制度の適用をうけない者」、退職は「被用者年金の老齢（退職）年金受給権者であって、被用者年金の加入期間が20年以上であるか若しくは40歳以降10年以上である者及びその被扶養者」、老人は「老人保健法による医療の給付の対象者」をいう（平成19年度まで）。平成20年度からは、老人は後期高齢者医療に移行したため表示しておらず、全体の数値は一般と退職のみの合計となっている。